

## キュービクル式発電設備の条例適合チェック表

春日井市火災予防条例第 12 条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備

項目		審査内容	適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。	[ 適 ・ 否 ]	
	板厚	床面以外	1.6mm（屋外用 2.3mm）以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		床面	1.6mm（屋外用 2.3mm）以上である（コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない）。	[ 適 ・ 否 ]
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである（換気口又は換気設備の部分を除く。）。	[ 適 ・ 否 ]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。	[ 適 ・ 否 ]	
	隙間	直径 10mm の丸棒の入る穴又は隙間はない。（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。）。	[ 適 ・ 否 ]	
	外部露出設置可能機器		各種表示灯が露出していないか（カバーを難燃材以上の防火性能を有する材料としたものを除く。）。	[ 適 ・ 否 ]
		冷却水の出入れ口及び各種水抜き管、燃料の出入れ口、配線の引出し口、換気口及び換気装置、内燃機関の排気筒及び排気消音器、内燃機関の息抜き管並びに始動用空気管の出入れ口以外のものが露出していない。	[ 適 ・ 否 ]	
		上記について屋外に設けるものは、雨水等の浸入防止措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]	
収納状態		内燃機関、発電機、制御装置等の機器は外箱の底面から 10 c m 以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]	
		屋外に通じる有効な排気筒 及び消音器を容易に取り付けられるものである。	[ 適 ・ 否 ]	
		内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]	
		内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	
		電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、固定されている。	[ 適 ・ 否 ]	
配線		電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。	[ 適 ・ 否 ]	
換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。	[ 適 ・ 否 ]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面につき 1/3 以下である。	[ 適 ・ 否 ]	
	機械式	自然換気口不足の場合は、機械式換気設備が設置されている。	[ 適 ・ 否 ]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第 12 条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印